# メディカルフィットネス　サンフィット朝日野　会員規約

## 第 1 章 総則

第 1 条（名称・所在地）

本会は、「メディカルフィットネス サンフィット朝日野」と称し、熊本県熊本市北区室園町 12-10 を所在地とする。

第 2 条（運営・管理）

本会の運営管理は、本規約並びに別に定める規則に基づき、医療法人朝日野会が行うこととする。

第 3 条（目的）

本会は、医療機関の付属施設として、運動・栄養の専門家とともに体の中から本質的な体質改善を図り、生活習慣病の予防・改善、健康づくりに寄与することを目的とする。

## 第 2 章 会員

第 4 条（会員の名称）

1. 本会の会員の名称を一般会員、メディカル会員、シニア会員、サンあさひの会員、学生会員、家族会員、職員会員、団体会員と定める。
2. 一般会員、メディカル会員、シニア会員、サンあさひの会員、学生会員、家族会員、職員会員の総称を個人会員と定める。

第 5 条（会員の入会資格）

1. 本規約並びに諸規則を遵守される方(未成年者の場合は親権者の同意が必要)
2. 各会員要件は細則に記載されたものとする。
3. 既往歴・現病歴を正しく申告するものとする。
4. 以下のいずれかに該当するものは、本会への入会を認めないものとする。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会とする。

   ○医師に運動を禁じられている者。

   ○伝染病または他人に感染する恐れのある疾患を有する者。

   ○刺青、タトゥーおよびこれに類するものが入っている者。

   公序良俗に反するデザインや過度に露出するものを除く。また他の会員に不快感を与える可能性がある場合は、適切な対応を求めることがある。

   ○暴力団関係者またはこれに類似する団体あるいはその構成員の者。

   ○本会が不適当と認めた者。

第 6 条（入会手続き）

本会への入会希望者は、別に定める申し込み手続きを行い、本会の承認を得たうえで、入会金及び会費の納入とする。

第 7 条（会員証について）

1. 本会は会員に対してオンライン会員証もしくはカード会員証を発行する。なお、会員証は会員に貸与されるものである。

2. 会員は、当会を利用する際必ず会員証を提示するものとする。
3. 会員は、会員資格を喪失した際には速やかに会員証を返還するものとする。
4. 会員が会員証を紛失・汚染した際は、速やかに再発行の手続きを取らなければならない。再発行料（1,000 円）を別途申し受ける。
5. 会員証を、第三者に貸与又は譲渡することはできない。

第 8 条（会員以外の施設利用）

本会が必要と認めた場合は、会員以外の人に施設を利用させることができる。

第 9 条（諸規則の遵守）

会員及び前条の利用者は、本規約及び別に定める規則に従わなければならない。

第 10 条（会員資格の喪失）

会員は次の場合に、その資格を喪失する。

1. 死亡
2. 第 11 条による退会
3. 第 12 条により除名

第 11 条（退会および休会）

1. 休会（連続して 1 か月以上 12 か月以内を休む場合という）、退会するときには、前月 10 日までに会員管理サイトまたは受付窓口にて手続きを完了した場合、翌月より適用とする。11 日以降は翌々月の適用とする。また、口頭、代理人による手続き、電話、FAX、郵便による退会の届け出はできない。
2. 休会期間内は月額休会費を支払うものとする。（一律 1,000 円）なお、休会費の支払いは入会時に登録した口座からの振替または現金での支払いのみとする。
3. 退会後はカードを本会に返却し、会員管理システムへのログイン資格を停止する。
4. 会費等の未納金がある場合は入金が確認できるまで施設を利用できないものとし、未納月会費分を支払わなければならない。支払いが完納するまで退会できないものとする。

第 12 条（退会勧告及び除名）

次の各項いずれかに該当する行為があった場合、当該会員の退会を勧告し、会員資格を喪失させることとする。

1. 他の会員に著しい迷惑となる行為があったとき
2. 本規約及び諸規則に違反したとき
3. 会費その他諸費用の支払いを怠り、督促を受けてもなお所定の期日までに支払いのないとき
4. 故意に施設、設備を毀損したとき
5. その他著しく会員にふさわしくない行為があったと認められるとき
6. 施設内において、商行為、営業活動、布教活動、政治活動等を行ったとき

第 13 条（責任事項）

1. 本会は、会員が当施設内に入場した後に運動機器等の操作によって生じた障害については、その会員が本施設従業員の指示に従っていたと認められる場合に限り、本会が加入している傷害保険の範囲内において、その責を負うこととする。
2. 会員が当施設内に入場した後に生じたその会員に係わる傷害、盗難等の人的、物的事故については前

項を除き、一切の責任を負わないこととする。

3. 会員は、当施設内に入場した後、自己の責に帰すべき事由により、当施設に損害を与えた場合には、速やかに本会の請求に基づいて、その賠償の責を負うこととする。
4. 未成年の会員の保護者は、前 3 項の定めに準じてその会員と連帯して賠償の責を負うこととする。
5. 前 4 項の規定は、第 8 条の利用者にも準用する。

第 14 条（変更事項）

会員は、住所、連絡先、銀行口座番号その他入会申込書記載事項に変更があった場合は、速やかに届け出ることとする。

第 15 条（個人情報の収集・利用・提供及び登録に関する同意）

会員は申込時に会員が記入する氏名・生年月日・住所・電話番号等の情報（以下、「個人情報」という）の収集・利用・提供及び登録に関し、次の内容に同意するものとする。

1. 本会は、個人情報を本規約に従い、当施設の運営に利用する。会員証や更新案内の送付、定期刊行物の送付、その他、各種ご案内などの送付を含む。
2. 本会は、会員に対してより良好なサービスを提供するために、個人情報のうち特定個人を識別することができない方法により個人情報を統計データとして開示することがある。
3. 前項の定める場合のほか、法令に基づく要請等正当な理由がある場合には個人情報を第三者に開示することがある。
4. 本会は個人情報保護方針を定め、適切かつ厳重に管理する。

## 第 3 章 会費および入会金等

第 16 条（利用料金等）

個人会員、団体会員は本会が定める月会費を、所定の方法により納入する。また、支払われた会費・利用料金等は、細則第 4 条第 2 項に該当する場合を除き返還しない。

第 17 条

利用料金及びその他の料金（以下「料金等」という。）は、別途定めこれを掲示する。

第 18 条（月会費・入会金・料金等の変更）

本会は、月会費・入会金及び料金等を変更することができる。この場合、変更前に掲示等により会員等に通知する。

第 19 条（休業又は閉鎖）

本会は、次の事由により、施設の全部または一部を休業もしくは閉鎖することがある。この場合、事前に掲示等により会員等に通知する。施設全体を閉鎖した場合すべての会員との契約を解除できるものとする。

1. 天災・地変等その他やむを得ない事由により開場が不可能なとき
2. 安全および衛生管理上、設備、機器等の点検・修理等が必要なとき
3. 施設の大掛かりな清掃、および施設の補修または改修を行うとき
4. 法令の定め又は行政指導に基づくとき
5. その他前各項と同等と認められる事由生じたとき

第 20 条（利用制限）

本会は、講演会など本会の企画する行事を開催する場合、ならびに運営管理上必要と認めた場合には、施

設の全部又は一部の利用もしくは利用時間を制限することがある。

第 21 条（管轄裁判所）

本会の運営管理について、会員に係わる損害につき紛争が生じた場合は、当施設の所在地を管轄する地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

**第 4 章 補則**

第 22 条（規約等の改正）

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な事項は本会がこれを定める。

第 23 条

本会は予告することにより、本規約及び規則等を改正、変更若しくは廃止することができる。

[改訂履歴]

令和 6 年 4 月：施行会員規約「第 4 条（会員の名称）」を改正。

令和 7 年 7 月：施行会員規約「第 11 条（退会および休会）」を改正

メディカルフィットネス サンフィット朝日野の利用に際し、会員規約の内容に同意いたします。

【署名】

---

## 誓 約 書

私は「メディカルフィットネス　サンフィット朝日野」（以下、本会）の入会に当たり、本会の規約に同意の上、本会の開催する事業に参加しても支障のない健康状態であり、参加中も自己の責任において十分注意して活動し、無理な運動は致しません。

また万が一事故があった場合、本施設従業員の指示に従っていたと認められる場合に限り、本会が加入している傷害保険の範囲内においての対応とし、これを除く傷害、盗難等の人的、物的事故については一切の責任を問わないことを誓約致します。

| 令和　　年　　月　　日 | 本人氏名 | （自署または記名捺印）　㊞ |
|---|---|---|
| | 保護者氏名<br>（未成年者のみ） | ㊞ |

## 肖像権使用同意書

本会入会に当たり、広報目的（ホームページや広報誌、パンフレットやSNSなど）に、入会者の肖像権を本会が使用することを（以下の該当する□に✔をお願いします。）

□　了承します。　　□　了承しません。

※使用の際は別途お知らせし、了解をいただくものとします。

# メディカルフィットネス サンフィット朝日野　細則

第 1 条（営業時間）

平日 9：00～20：00（最終受付時間 19：30）

祝日、盆（8 月 13 日～15 日）9:00~17:00（最終受付時間 16：30）

第 2 条（定休日）

定休日は、毎週土・日曜日および年末年始（12 月 30・31 日、1 月 1～3 日）とする。その他の休業日については、規約第 19 条および第 20 条によるものとする。

第 3 条（会員の要件および利用時間等）

| 会員名称 | 要件 | 利用時間等 |
|---|---|---|
| 一般会員（A,） | 年度末(３月 31 日時点での年齢)が 16 歳以上の一個人 | A:営業時間内は終日利用できる。<br>B:<br>C:9 時～18 時 |
| メディカル会員（A,） | 当院外来診療、または健診センター受診の方で、下記の疾患等を有しており、医師から運動が必要との判断を受けた個人<br>対象疾患：メタボリックシンドローム、高血圧症、糖尿病、脂質異常症、骨粗鬆症、肝機能障害、腎機能障害、呼吸器疾患、循環器疾患、悪性新生物、関節疾患、運動療法を行うのが適当であると医師が判断した疾患 | |
| サンあさひの会員（A,） | サンあさひのに入居中の一個人 | |
| シニア会員（C） | 年度末(３月 31 日時点での年齢)が 60 歳以上の一個人 | |
| 学生会員（A,） | 15 歳以上 25 歳未満で高校、大学、専門学校等の学生証を提示できる個人 | |
| 家族会員（A,） | 個別会員の配偶者および親族とする | |
| 職員会員（A,） | 朝日野会に勤務する職員 | |
| 体験会員 | 年度末(３月 31 日時点での年齢)が 16 歳以上の一個人 | |
| 月 2・4 会員 | 年度末(３月 31 日時点での年齢)が 16 歳以上の一個人 | |

第 4 条（会費および入会金等）

1.　コース別会費および入会金等

| 会員名称 | コース区分 | 月会費（円） | 入会金(円) |
|---|---|---|---|
| 一般会員 | A：フリータイム | 7,500 | 10,000 |
| メディカル会員 | A：フリータイム | 5,000 | |
| サンあさひの会員 | A：フリータイム | 5,000 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| シニア会員 | C：9 時～18 時 | 5,500 | 10,000 |
| 学生会員 | A：フリータイム | 5,500 | |
| 家族会員 | A：フリータイム | 5,500 | 7,000 |
| 職員会員 | A：フリータイム | 2,500 | 2,000 |
| 月 2 会員 | A：フリータイム | 3,000 | 5,000 |
| 月 4 会員 | A：フリータイム | 6,000 | |
| 体験会員 | A：フリータイム | 1,000/回(最大 2 回) | - |
| 回数券 | A：フリータイム | 1 回：2,000<br>6 回：10,500 | - |

※月会費にはシステム手数料を含む。

※メディカルチェックには別途検査料がかかる。

※メディカル会員は 3 か月ごとのメディカルチェック、または同様の項目を医師が確認できる内容の外来診療を受ける必要がある。特段の理由なくさらに 2 か月以上、受診されない場合は、3 月目より該当する会員区分扱いとなる。

※メディカル会員は病状が改善し、医師による治療の必要性がなくなった際は、翌月より該当する会員区分へ変更となる。

| オプション | コース区分 | 料金(円) |
|---|---|---|
| 体組成計測定 | 初回 | 無料 |
| | 2 回目以降 | 1,000 |
| 体力測定 | 初回 | 無料 |
| | 2 回目以降 | 1,000 |
| ﾊﾟｰｿﾅﾙﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ | 30 分コース(ビジター) | 7,000 |
| | 60 分コース(ビジター) | 10,000 |
| 運動ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの見直し＆改訂・指導 | 1 回 | 1,000 |
| 姿勢評価＆指導 | 1 回 | 1,000 |
| 食事指導 | 2 回 | 1,000 |
| ﾊﾟｰｿﾅﾙｽﾄﾚｯﾁ | 30 分/回 | 3,000 |
| ﾊﾟｰｿﾅﾙｽﾄﾚｯﾁ回数券 | 5 回分 | 10,000 |
| ﾊﾟｰｿﾅﾙﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ | 60 分/回 | 5,000 |
| ﾊﾟｰｿﾅﾙﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ回数券 | 4 回分 | 18,000 |

2. 入金された会費・料金等は、医師より運動不可の診断を受けたとき、およびその他斟酌すべき事情がある場合を除き返還しない。
3. 2 回目以降の体力測定は必要に応じ実施する（別途、費用 1,000 円/人/回を申し受ける）。

4. メディカル会員は、本会の医療機関を 3 か月に 1 回受診し、医師から生活習慣病指導管理に関し運動等の指導を受けることになる。また、必要な医療情報は本会に提供される。
5. すべて消費税込みの価格とする。

第 5 条（メディカルチェックの実施）
1. 入会の際は、簡易体力測定等を実施し、必要であれば該当する科の受診することとする。

第 6 条（料金の支払い）
1. 入会の際は入会の日付に拘わらず、会員名称とコース区分に従って入会金を支払うこととする。
2. 入会当月の月会費については入会時に、入会日を起算日とし、会員名称とコース区分に従って当会の定める減額された額と入会翌月の月会費を合算した額を口座振替もしくはクレジットカードにて支払うこととする。
3. 入会の翌々月以降の月会費については、1 日から月末までを 1 ヵ月とし、支払い方法により以下の日付を以て徴収する。
銀行口座振替：当該月の会費を前月の 27 日に自動引落としするものとする。
(※27 日が金融機関休業日の場合、翌営業日が振替日。)
クレジットカード払い：当該月の会費を前月の 20 日に自動引落としするものとする。
(※20 日が金融機関休業日の場合、翌営業日が振替日。)
※サンあさひの会員は 15 日に自動引き落としとなる(※15 日が金融機関休業日の場合、翌営業日が振替日。)
4. 前 2 項および 3 項について、自動引落としの手続きが完了していない場合は、翌月の月会費を当該月の 20 日までに現金もしくはクレジットカードにてお支払い頂くこととする。
5. その他の料金については、その都度、10 日締めにて翌月 27 日に自動引落としとする。
6. 休日等で振替日が変わる場合がある。
7. 休館の際の返金と、休館期間別の返金額算出方法については以下の方法にて行う。
① 10 日以内の休館：従来通り
② 10 ～ 20 日以内の休館：月会費の 50%返金
③それ以上の休館：徴収しない
返金は原則現金で行う。振込を希望する場合は、会員が振込先の口座を指定する。なお、振込手数料は会員負担となる。

第 7 条（退会及び休会及び復会）
1. やむを得ない事情により退会または休会する場合は、退会または休会する前月 10 日までに、所定用紙を提出することとする。この際、すでに支払が済んだ翌月分の月会費等については、別に所定の手続きを行っていただくことにより、後日返還する。
2. 休会は毎月 1 日より 1 月単位で希望する期間とするが、12 ヵ月間を限度とする。なお、12 ヵ月間を超えて復会の手続きがない場合は、退会とする。
3. 復会に当たっては、復会をお申し出ることにより特に書類での手続きは不要とする。
4. 休会中（最長 12 ヶ月間）は月額休会費のみを徴収する。なお、ご家族が家族会員として会費割引措置

を受けている場合は、当該期間中は一般会員 A として適用する。

5. 疾患、けが等により医療法人朝日野会　朝日野総合病院に入院された場合は、前 1 項及び 4 項の対象とならない。入院中の休会については本人または代理人の申し出があった場合に限り、翌月以降を特別休会とし、月額休会費を免除する。

6. 職員会員が朝日野会を退職した場合、退会、休会及びコース変更の手続きを完了した場合を除き、会員区分を一般会員 A に変更する。

第 8 条（改正）

本細則の変更および追加はクラブの定めるところにより、その効力はすべての会員に及ぶものとする。

（付則）本規約および細則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

[改訂履歴]

令和 2 年 10 月：施行細則「第 4 条（会費および入会金等）を改正。

令和 2 年 11 月：施行細則「第 3 条（会員の要件および利用時間等)」を改正。

令和 4 年 1 月：施行規約「第 11 条（退会および休会)」を改正。

令和 5 年 4 月：施行細則「第 4 条（会費および入会金等)」を改正。

令和 5 年 10 月：①施行細則「第 3 条（会員の要件および利用時間等)」「第 4 条（会費および入会金等)」を改正。

：②施行細則「第 6 条(料金の支払い)」を改正。

令和 6 年 4 月：　施行細則「第 3 条（会員の要件および利用時間等)」「第 4 条（会費および入会金等)」「第 6 条（料金の支払い)」を改正。

令和 6 年 9 月：施行細則「第 4 条（会費および入会金等)」を改正。

令和 7 年 6 月：施行規約「第 6 条（入会手続き)」「第 11 条（退会および休会)」を改正。

施行細則「第 6 条（料金の支払い)」を改正

メディカルフィットネス　サンフィット朝日野

〒861-8072 熊本市北区室園町 12 -10　第三北棟 1 階

TEL(096)-342-6075（直通）　(096)-344-3000（代表）

FAX (096)-343-7570